（付加音の表出）

第十七条　付加音（文字又は図形の表示に付随して表出する音であって、音色、音の高さ、音の強さ等を制御する信号により電子的に発生するものをいう。以下同じ。）の表出は、指定された画面に対応して行うことができるものとする。

（文字等の符号）

第十八条　文字、モザイク図形表示又はジオメトリック図形表示による図形及び付加音の符号は、八単位符号とする。

2　モザイク図形表示又はジオメトリック図形表示による図形以外の図形の符号は、図形の位置、大きさ等を示す符号及びパターンデータの符号（モディファイドハフマン符号により圧縮したものを含む。）を組み合わせたものとする。

（データの送出手順等）

第十九条　放送番組のデータの送出並びに文字、図形及び付加音の表示又は表出及び符号化に関する手順、符号構成その他の詳細事項は、総務大臣が別に告示して定めるものとする。

（衛星基幹放送局に適用する規定）

第二十条　標準テレビジョン文字多重放送を行うための衛星基幹放送局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

附　則

（施行期日）

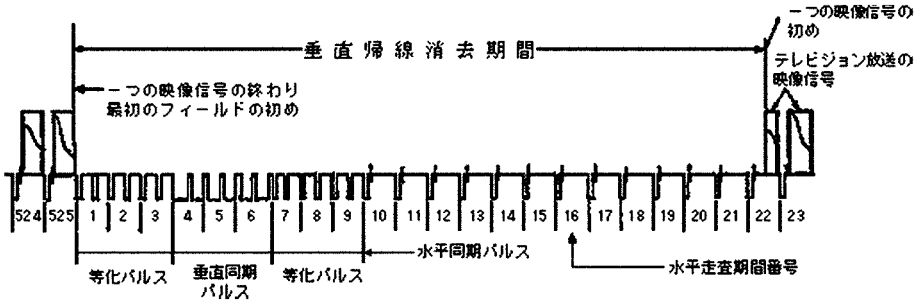
第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

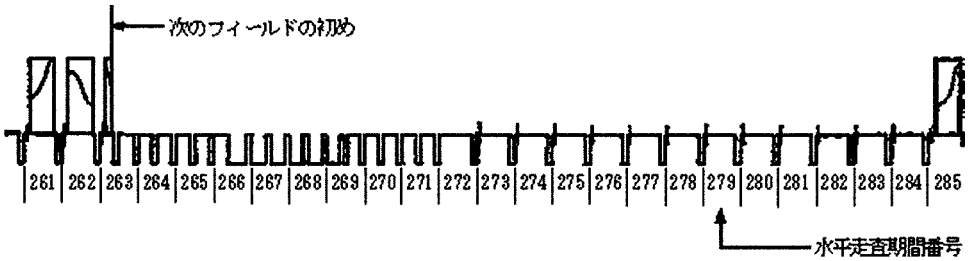
第二条　標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十年郵政省令第七十七号）は、廃止する。

別図第一号（第５条第１項及び第７条第１項関係）

⑴　最初のフィールド



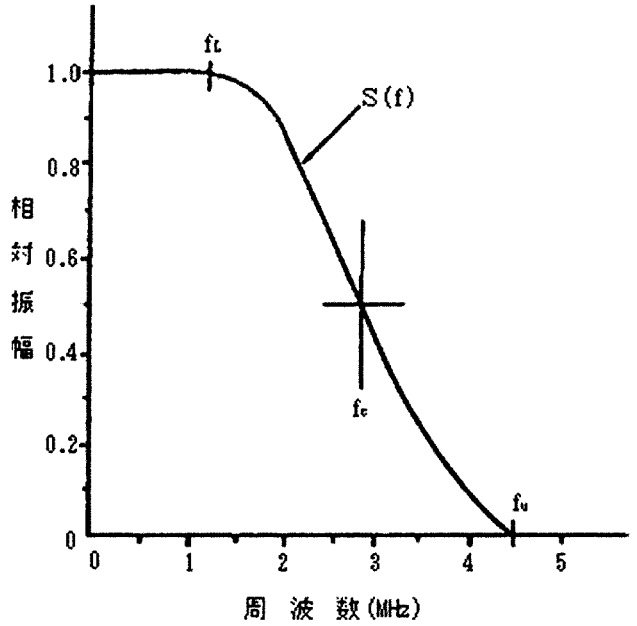
⑵　次のフィールド



注１　水平走査期間には、図のように番号を付し、第nHと呼称する（ｎは、１から525までの整数とする。）。

２　最初のフィールドの第nHを使用する場合は、次のフィールドの第（ｎ＋263）Ｈを併せて使用する。

別図第二号（第６条第２項関係）



上図のスペクトル特性曲線Ｓ（ｆ）は、次の式によること。

ｆ≦f_Lにおいて　　Ｓ（ｆ）＝１

f_L＜ｆ＜f_Uにおいて　　$S(f)=\frac{1}{2}\left(1+\cos\frac{f-f_L}{f_U-f_L}\pi\right)$

ｆ≧f_Uにおいて　　Ｓ（ｆ）＝０

注１　ｆは、周波数とする。

２　f_Cは、遮断周波数を表し、クロック周波数の２分の１とする。

３　f_Lはf_Cの（１－η）倍の周波数とし、f_Uはf_Cの（１＋η）倍とする。この場合、ηはロールオフ率を表し、その値は0.6とする。